

NGO 外務省定期協議会
 連携推進委員会（2011年度第2回）提案
 提案：稲場 雅紀（GII/IDI 懇談会選出連携推進委員）

我が国の援助・外交政策にかかわる国際会議等への 市民社会からの参加者の渡航・滞在費用の支援制度設置、既存制度改善のご提案

常日頃より、大変お世話になっております。

標記の件に関し、以下、ご提案申し上げます。この提案については、早急な実現というよりも、必要性を認識していただき、可能な形で実現すべく検討していただけると大変幸甚です。

提案の概要	<p>以下の事項について、NGO の海外渡航にかかる費用を支援する。支援の方法は、(1)新たな支援制度の設置、(2)既存の NGO 連携・支援もしくは NGO 活動環境整備・能力強化のための事業の改善、のいずれでも構わない。</p> <p>一、我が国の援助および外交政策に直接・間接に関わる各種の国際会議（政府主催のもの、国際機関主催のもの等を含む）</p>
現状	<p>NGO が独立した立場で上記のような国際会議に参加し、他国の市民社会と連携して活動することは、活発な市民社会を持つ、開かれた民主国家としての我が国の存在を国際的にアピールする上で有効であり、我が国にとっての利益にもつながる。しかるに、我が国 NGO は、我が国政府が主催する国際会議（例：TICAD 等）に参加し、会議への市民参加の保障などの点で一定の役割を果たす場合や、政府代表団の一員として参加し、代表団に対して市民社会の知見を提供するといった場合においても、自己負担による参加となっており、こうした会議への我が国市民社会の十全な参加が実現できていない。</p>
既存の支援制度の課題	<p>(1) NGO 事業補助金 NGO 事業補助金は、上記国際会議への参加や調査研究等に活用できるが、総事業費の2分の1、精算払いであること、提案書の決裁に一定の時間がかかることから、国際会議への参加に関して十分に柔軟性のある制度とは言えない。また、年度初めに開催される会議等に活用する上で問題が生じうる。</p> <p>(2) NGO 研究会 NGO 研究会は、申請が年に一回と限られ、件数も年間3～4件と限られており、上記提案の目的に照らして十分に柔軟性を持って対応できるとは言えない。</p>
提案の趣旨	<p>上記のような現状に対して、政府が NGO 参加者に対して渡航費を支援することにより、これら国際会議への市民社会の参画を容易にする。それにより、我が国市民社会が、独立した立場で我が国の援助・外交政策にかかわる国際会議に参画し、他国の市民社会と伍して国際場裡で活躍できるようにする。</p>
期待しうる効果および我が国にとってのメリット	<p>(1) 活発な市民社会を持つ開かれた民主主義国としてのアピール 国際場裡で我が国市民社会が他国の市民社会と伍して活発に活動することにより、我が国が活発な市民社会を持ち、多様な意見を包摂する開かれた民主主義国であるということをアピールすることができる。</p> <p>(2) 市民社会のもつ専門性、知見、情報等の活用 特に政府代表団等に市民社会をより積極的に参画させることにより、政府として、市民社会の持つ専門性や知見、情報等を活用して国際会議に臨むことができる。</p>
具体的提案	<p>(1) NGO による国際会議参加に関する提案書を迅速に審査し、渡航費用および現地宿泊費用を支援する。</p> <p>(2) 申請は通年で受け付けるものとする。</p> <p>(3) 支援の方法は、国際会議前に申請額のうち適切と認められる金額を概算払いし、終了後に精算する形が望ましい。</p> <p>(4) 支援額は100万円以下の小額とする。</p> <p>(5) NGO は、国際会議終了後に事業実施報告書・会計報告書を提出するほか、他の NGO 等向けに報告会等を開催し、得た知見・経験の普及に努める。</p>
備考	<p>本提案は、NGO の国際会議参加等の活動を政府による NGO 支援の対象にすることを提案するものですが、特定の国際会議の我が国政府代表団への市民社会関係者の任命などについて、こうした制度の確立を条件づけようという意図を有するものではありません。こうした制度がない状況であっても、我が国市民社会の政府代表団への参加等や我が国主催の国際会議への市民社会参加については、これまでと同等以上に積極的に行って頂ければ幸甚です。</p>

以上